

生活保護の申請についてよくある質問

《自動車の保有について》

「車を持っているとそれを処分しないと生活保護になれないのか。車を手放すと生活や仕事ができない。」

(答) 生活保護法により支給される扶助費には、自動車の維持管理費は含まれていません。自動車は資産であり、処分していただくのが原則ですが、次の条件を満たす場合に限り自動車の保有が認められています。

○障がいのある方が通勤・通院に使用する場合（通院に使用するには公共交通機関を利用できない場合に限りです）

○自動車を使用しないと通勤が困難な場合で、次のいずれにも該当する場合

- ・自動車保有が世帯の自立に役立っている
- ・自動車保有が地域の低所得世帯との均衡を失しない
- ・収入が自動車の維持費を大きく上回る
- ・自動車の処分価値が小さい

○失業などで一時的に就労を中断している場合

その他の条件においても処分を保留することがありますので、ご相談ください。

《扶養照会について》

「生活保護を申請すると、役場から家族や親せきに連絡される(＝扶養照会)と聞いている。それが嫌で生活保護の申請をためらってしまうのだが。」

(答) 生活保護法では、扶養義務者の扶養は「保護に優先して行われる」ものと定められていますが、「扶養義務履行が期待できない者」への扶養照会については行わない場合があります。

【扶養義務履行が期待できない者の例】

- ① 当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者(いわゆる専業主婦・主夫等)、未成年者、概ね70歳以上の高齢者など
- ② 要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができないと認められるもの(著しい関係不良、10年程度音信不通など)
- ③ 当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者(DV、虐待など)

※ 上記にあてはまらなくても同様と判断できる場合は「扶養義務履行が期待できない者」に該当するものとして取り扱われる場合があります